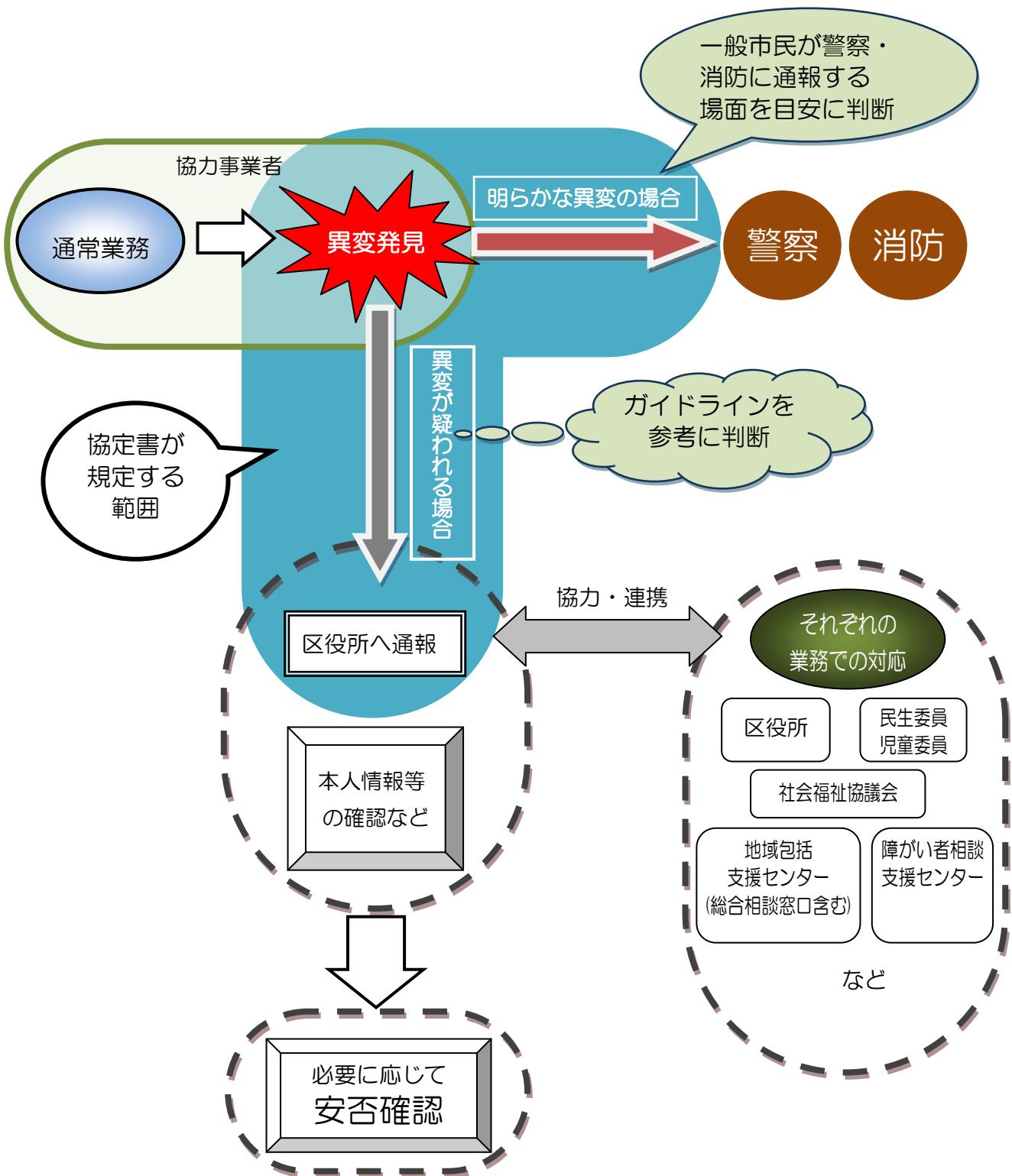


協力事業者による地域見守りの取組みにかかる 通報等ガイドライン

異常発見から通報・安否確認までの流れ



外観から見た
異変

対象者の姿等
から見た異変

事業者は、

- 契約等に基づく定期的な訪問など、通常業務における変化の把握ができる

その一方で、

- 契約者以外の把握が困難である
- 本来の業務がある

そこで

事業者の特性に応じて、ガイドラインに該当するかどうかの判断を行ってください。

- ガイドラインはあくまでも判断の目安です。
- 通報を義務付けるものではなく、厚意により通報をお願いするものです。
- 一般市民と同じく、事業者としての特性を活かした判断により通報を行ってください。

明らかな異変の場合

即時通報

一般市民が警察・消防に通報する場面を目安に、通報するかどうかを判断してください。

①対象者が明らかに死亡している ⇒ 警察署（110）

②対象者が傷病により救急搬送すべき状態である

- ・意識が無く呼びかけにも応じない
- ・大量出血を伴うケガなど生命の危機にある
- ・意識が有り救急搬送することに同意している など

⇒ 消防署（119）

異変が疑われる場合

●明らかな異変ではないが、本人や家屋の状況の変化等に異常が疑われる

●対象者が確認できず、生存又は死亡が確認できない



① 北区保健福祉センター福祉課

（高齢担当：06-6313-9498）

② 上記①の指定の通報先が受付時間外など、連絡が取れない場合

⇒ 翌営業日に上記①により通報

通報すべき異変と思われる基準例（1）

外観から見た異変

- ・配達物や新聞が、新聞受けなどに溜まっている状態が続いている。
- ・日中なのに、室内の電灯がついている状態が続いている。
- ・雨戸が閉まったままの状態が続いている。
- ・玄関のドアなどが、開いたままの状態が続いている。
- ・庭の手入れやごみの処理がされていない状態が続いている。
- ・異臭・異音がする状態である。など

通報すべき異変と思われる基準例（2）

対象者の姿等から見た異変

- ・倒れていたり、座り込んだまま、呼びかけに応じない状態である。
- ・以前と比べて、歩行を初めとした動作が不自由になっている。
- ・極端に痩せている、顔色が悪い、生気が無い、不自然なケガやアザが見られる。
- ・季節に合わない服装をしている、体や服が異常に汚れている。
- ・同じ話を繰り返す、話を聞こうとしないで一方的に話す。
- ・つじつまの合わない話をする。伝えたばかりのことを忘れる。
- ・無表情で話をしたがらない、ふざげこんだ様子である。
- ・緊急連絡先を言いたがらない。
- ・以前と比べて意思疎通が困難になった。
- ・本人または部屋全体に尿などの異臭がする。
- ・部屋の中や家の周りが異常に散らかっている。
- ・不審な人物の出入りを見かける。など